

# 役員等報酬等支給基準

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 小富士保育園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員としての理事及び監事に、評議員、評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員を加えた者をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

2 役員等の報酬額は、それぞれ別表1に定める額とする。

## (費用)

第4条 法人は、役員等の職務執行に要する費用を支弁することができる。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、費用を支給しない。

## (公表)

第5条 法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成29年6月8日より実施する。

この規程を一部を変更して令和6年4月1日から施行する。

### 別表1（報酬）

業 務 内 容	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	5,568円
監事監査への出席	5,568円
その他業務のための出勤	5,568円